19/2/01/2	21 万 (第 20 未) (
	自立	支援医療	費 (更生医療		認定	申請	書 (新規 •	再認定・	変更)	※ 1			
障害者・児	フリガナ									ļ		生 年 月 日			
	受診者氏名							4	丰齢	歳		年	月	目	
	フリガナ														
	受診者住所									電話番号					
	個人番号														
受診者が18歳未満の場合	フリガナ			•						受給者との		•	•		
	保護者氏名									関係					
	フリガナ									電話番号					
	保護者住所※2								※ 2						
	個人番号														
負担額に関する事項	受診者の被保険者 証の記号及び番号						保険者	名	•						
	受診者と同一保険 の加入者					,									
	受給者と同一保険 の加入者個人番号														
	該当する所得区分 ※3	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上						Ł	重度かつ 談当・非該当						
身体障害者手帳番号		精神障害者 保健福祉手帳							長番号						
画診な.	全 切-計ス	医療機関名								所在地・電話番号					
受診を希望する 指定自立支援医療機関 (薬局・訪問看護事業者 を含む。)															
3	受給者番号 ※5														
私は、上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。 また、この申請を行うに当たり、法第12条の規定に基づき、自立支援給付に関し必要があると認める事項について、岩国市福祉事務所長が調査を行うことに同意します。															
申請者氏名															
令和 年 月 日 岩国市福祉事務所長 様															
※1 該当する医療の種類及び新規・再認定・変更(自己負担限度額及び指定医療機関の変更認定の申請の場合)いずれかに〇をする。 ※2 受診者本人と異なる場合に記入															

- ※3 チェックシートを参照し、該当すると思う区分に○をする。※4 チェックシートを参照し、該当すると思う区分に○をする。
- ※5 再認定又は変更の方のみ記入

自治体記入欄						
申請受付年月日		進達年月日		認定年月日		
前回所得区分	生保・低き	し・低2・中間1・中間2	2・一定以上	重度かつ 継 続	該当 •	非該当
今 回 所 得 区 分	生保・低き	し・低2・中間1・中間2	2・一定以上	重度かつ 継 続	該当 •	非該当
所得確認書類	個人番号 市町水 生活保護受給世帯の証明	頂减額認定証)			
前回の受給者番号			今回の受給者番号			
備考		前回有効期間		_		

〈 所得の区分に関するチェックシート 〉

- ※ 以下の質問中の「世帯」とは、自立支援医療を受診する方が加入している医療保険が健康保険や共済組合の場合は扶養・被扶養の関係にある方全員、国民健康保険の場合には一緒に国民健康保険に加入している方全員をいいます。
- 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」に関しての質問
- 1 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、生活保護の認定を受けていますか。
 - 受けている:「生保」にOをしてください。
 - ・受けていない:2へ
- 2 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、市町村民税(均等割又は所得割)が課税されていますか。
 - 課税されていない:3へ
 - 課税されている:4へ
- 3 自立支援医療を受診する方の収入が<u>80万9千円以下</u>ですか。(自立支援医療を受診する方が18歳未満の場合にはその保護者の収入が保護者全員それぞれ80万9千円以下ですか。)

(※収入とは障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を含めた収入の合計額)

- 80万9千円以下:「低1」にOをしてください。
- •80万9千円を超える:「低2」に〇をしてください。
- 4 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」のうち、加入している医療保険の保険料の算定対象となっている方が納めている市町村民税額(所得割のみ)は、以下のどの金額に該当しますか。
 - ・市町村民税額(所得割) 3万3千円未満:「中間1」に○をしてください。
 - ・市町村民税額(所得割) 3万3千円以上23万5千円未満:「中間2」にOをしてください。
 - ・市町村民税額(所得割) 23万5千円以上:「一定以上」に○をしてください。
- 5 「重度かつ継続」(※下記参照)に該当しますか。
 - 該当する:「重度かつ継続」の「該当」に○をしてください。
 - 該当しない:「重度かつ継続」の「非該当」に○をしてください。
- ※ 「重度かつ継続」の対象範囲(更生医療・育成医療)
 - ① 育成医療・更生医療・・・腎臓機能障害、 小腸機能障害、 免疫機能障害、

肝臓機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)、

心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)

② 医療保険の高額療養費で多数該当の方

